

### 別表第3 家庭の保育事業（保育認定）

地域 区分	認定 区分	保育必要 量区分	基本分 単 価	処遇改善等加算（区分1及び区分2）			資格保有者加算							
				加算率（注）			処遇改善等加算（区分1及び区分2）							
				(a)	(b)	(c)	(a)	(b)						
①	②	③	④	⑤			⑥							
20/100 地域	3号	保育標準 時間認定	196,680	+	1,870 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) +	3.8 (c) )	+	6,050	+	60 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) )
		保育短 時間認定												
16/100 地域	3号	保育標準 時間認定	192,740	+	1,830 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) +	3.9 (c) )	+	5,850	+	50 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) )
		保育短 時間認定												
15/100 地域	3号	保育標準 時間認定	191,750	+	1,820 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) +	3.9 (c) )	+	5,800	+	50 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) )
		保育短 時間認定												
12/100 地域	3号	保育標準 時間認定	188,790	+	1,790 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) +	4.0 (c) )	+	5,650	+	50 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) )
		保育短 時間認定												
10/100 地域	3号	保育標準 時間認定	186,820	+	1,770 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) +	4.1 (c) )	+	5,550	+	50 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) )
		保育短 時間認定												
6/100 地域	3号	保育標準 時間認定	182,880	+	1,730 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) +	4.1 (c) )	+	5,350	+	50 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) )
		保育短 時間認定												
3/100 地域	3号	保育標準 時間認定	179,920	+	1,700 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) +	4.2 (c) )	+	5,190	+	50 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) )
		保育短 時間認定												
その他 地域	3号	保育標準 時間認定	176,960	+	1,670 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) +	4.3 (c) )	+	5,040	+	50 ×	(加算率 (a) +	加算率 (b) )
		保育短 時間認定												

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	家庭的保育補助者加算			家庭的保育 支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算		
			処遇改善等加算（区分1及び区分2）				処遇改善等加算（区分1及び区分2）		
			加算率（注）				加算率（注）		
(a)	(b)	(c)	(a)	(b)	(c)	(a)	(b)	(c)	
			⑦			⑨			
20/100 地域	3号	保育標準 時間認定	利用子どもが 4人以上の場合 29,390	+	$290 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 41.8(c))$	+	61,260	+	$36,740 + 360 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 9.2(c))$
		保育短 時間認定	利用子どもが 3人以下の場合 24,930	+	$240 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 23.0(c))$	+	55,500		
16/100 地域	3号	保育標準 時間認定	利用子どもが 4人以上の場合 29,390	+	$290 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 41.8(c))$	+	59,600	+	$36,740 + 360 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 9.2(c))$
		保育短 時間認定	利用子どもが 3人以下の場合 24,930	+	$240 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 23.0(c))$	+	53,840		
15/100 地域	3号	保育標準 時間認定	利用子どもが 4人以上の場合 29,390	+	$290 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 41.8(c))$	+	59,190	+	$36,740 + 360 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 9.2(c))$
		保育短 時間認定	利用子どもが 3人以下の場合 24,930	+	$240 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 23.0(c))$	+	53,420		
12/100 地域	3号	保育標準 時間認定	利用子どもが 4人以上の場合 29,390	+	$290 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 41.8(c))$	+	57,940	+	$36,740 + 360 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 9.2(c))$
		保育短 時間認定	利用子どもが 3人以下の場合 24,930	+	$240 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 23.0(c))$	+	52,180		
10/100 地域	3号	保育標準 時間認定	利用子どもが 4人以上の場合 29,390	+	$290 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 41.8(c))$	+	57,120	+	$36,740 + 360 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 9.2(c))$
		保育短 時間認定	利用子どもが 3人以下の場合 24,930	+	$240 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 23.0(c))$	+	51,350		
6/100 地域	3号	保育標準 時間認定	利用子どもが 4人以上の場合 29,390	+	$290 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 41.8(c))$	+	55,460	+	$36,740 + 360 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 9.2(c))$
		保育短 時間認定	利用子どもが 3人以下の場合 24,930	+	$240 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 23.0(c))$	+	49,690		
3/100 地域	3号	保育標準 時間認定	利用子どもが 4人以上の場合 29,390	+	$290 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 41.8(c))$	+	54,210	+	$36,740 + 360 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 9.2(c))$
		保育短 時間認定	利用子どもが 3人以下の場合 24,930	+	$240 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 23.0(c))$	+	48,450		
その他 地域	3号	保育標準 時間認定	利用子どもが 4人以上の場合 29,390	+	$290 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 41.8(c))$	+	52,970	+	$36,740 + 360 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 9.2(c))$
		保育短 時間認定	利用子どもが 3人以下の場合 24,930	+	$240 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 23.0(c))$	+	47,200		



加算部分2

処遇改善等加算（区分3）	⑮	A：処遇改善等加算（区分3）－① 49,020 ÷ 各月初日の利用子ども数		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A又はBのいずれかとする		
		B：処遇改善等加算（区分3）－② 6,130 ÷ 各月初日の利用子ども数				
冷暖房費加算	⑯	1 級 地	1,950	4 級 地	1,350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地～4 級地：寒冷地手当別表に規定する1 級地～4 級地に該当する地域 激変緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当別表に規定する4 級地に該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外の地域 その他地域：1 級地～4 級地及び激変緩和地域以外の地域
		2 級 地	1,740	激 変 緩 和 地 域	1,020	
		3 級 地	1,710	そ の 他 地 域	120	
除雪費加算	⑰	6,510		※3 月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	⑱	164,780 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	⑲	160,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	⑳	基本額 処遇改善等加算（区分1及び区分2） ( 79,950 + 790 × ( 加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.4 (c) ) ) ÷ 各月初日の利用子ども数		※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設		
		基本額 処遇改善等加算（区分1及び区分2） ( 50,000 + 500 × (加算率 (a) + 加算率 (b)) ) ÷ 各月初日の利用子ども数				
		基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数				
第三者評価受審加算	㉑	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算		

（注）処遇改善等加算（区分1及び区分2）の加算率において、（a）は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、（b）は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和7年こども家庭庁告示第4号）附則第3条において読み替えて適用する第1条第19号のキャリアパス要件分に応じた割合、（c）は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。